

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月13日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） まず最初に、今回の台風により被災された皆様にお見舞いを申し上げます。23日の夜から今日まで、防災対策・復興のため、日夜御努力されている町長はじめ行政の皆様には、厚く御礼、感謝を申し上げます。

また、議員の皆様も現在まで、各地区での防災・復興に御尽力されていると聞いております。本当にありがとうございます。

今後、議会も行政と共に、復興に向けて努力していきたいと強く思っております。皆様よろしく願い申し上げます。

では、諸般の報告を行います。

9月13日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議をいただきました。引き続き、議会広報委員会の皆様には、議会だより速報版の作成を行っていただきました。

15日には、決算特別委員会が開催され、現地調査、委員会採決を行っていただきました。その後、議員研修を行い、公営企業会計についての説明を受けました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会期延長の件

○議長（杉山広充君） 日程第1、会期延長の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日までと議決されていますが、台風15号による町内の災害状況を考慮して、10月20日まで23日間延長したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は10月20日まで23日間延長することに決定いたしました。

本日予定しておりました一般質問は、10月20日に行います。



◎日程第2 認定第1号 令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第2号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第5号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第6号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第7号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（杉山広充君） 日程第2、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

本案について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、石山貴美夫君。

○決算特別委員長（石山貴美夫君） 決算特別委員会委員長の石山でございます。

それでは、会議規則第77条の規定により、決算特別委員会審査の経過と結果を御報告いたします。

9月1日に開会した本定例会において、一般会計及び六つの特別会計決算認定について、議長を除く11名の議員から成る決算特別委員会に付託されました。9月1日の本会議終了後、

正副委員長の選出と、審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から、令和3年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明を受けました。

9月5日、6日、7日の3日間、役場本庁3階の大会議室において、担当課長及び関係職員の御出席をいただき、課ごとの詳しい審査を行いました。令和3年度の決算書、決算資料による執行状況の説明のほか、各議員が抽出した28の事業に対して、事前に提出された事業決算報告書に基づき、事業の目的、現況と問題点、事業効果、決算に対する考察等の説明も行っていました。委員からの様々な質疑、意見に対し、その回答のほか、施策における考え方や方針等も示していただきました。皆様方の御協力により、円滑な審査を進めることができました。

また、藪田町長、秋元副町長、山下教育長には、公務多忙の中にもかかわらず御出席をいただき、町の抱える様々な課題等に対しましても真摯な御答弁をいただきました。委員会審査日程は3日間でしたが、大変内容の充実した委員会となったことに対し、厚くお礼を申し上げます。

審査の中で出された内容について、抜粋して御報告をいたします。詳細につきましては、お手元に配付した委員会審査報告書を御覧ください。

総務課、総務管理費、一般管理費の問いで、ウェブ会議での旅費、需用費について、減少傾向との説明だったが、今後も続くのかという質問で、ウェブでの対応が多くなっているため、減少傾向が続くと考えると。また、接岨峡地区集会所の用地について確認をしたいということについては、所有者と接岨区で賃貸借した中で、区と町で覚書を交わしているというようなことをございます。

ほかには、2枚めくっていただきまして、次のナンバー2のまちづくり企画課、まちづくり事業に関連しまして、プロモーションウェブサイト運営業務について、当初より発信が弱くなっていると感じるのいかがかという質問で、地域おこし協力隊や移住コーディネーターと連携し、魅力ある発信に努めていくというようなことをございます。

また、2枚めくっていただきまして、ナンバー4では、衛生費の中で、斎場の老朽化に伴う今後の計画について確認したいという質問に、建設から30年ほどたっているため、今後建設についても検討していくというようなお答えでございます。

また、商工費のほうでは、消費者行政の関係で、消費者相談件数19件の内訳はという御質問に、ネット詐欺、訪問販売が主な相談内容になっていると。ネット社会から、中間層の年齢の方の相談が多くなっているというお話を伺いました。

また、次の土木費では、町有地の利活用について、分譲は考えていないかという質問に対しまして、関係者の意見を聞きながら検討していきたいというお話でございます。

また、次の税務住民課では、土地鑑定評価時点の地価の動向を説明くださいということで、4地点とも鑑定評価額は微減の状況であると。また、中部電力の分社化により、法人町民税が減額となった状況について確認したいということでは、分社化による影響により、発電部

門に当たる町内事業所は均等割のみとなったということでございます。

次のページの治山費でございますが、生活に関連する林道について、危険箇所の景観伐採を希望するというので、景観伐採については農林課とも検討していきますということでございます。また、林道蕎麦粒線の工事についての状況ですけれども、上部は直轄治山で施工し、道路部分は町で施工したということになっております。

また、次のページの高齢者福祉ですけれども、外出支援サービスにおいて、シルバー人材センターから高額な大鉄アドバンスに一本化した主な理由をということで、これは、シルバー人材センターは高齢な方が多いために、安全面を考慮し、2種免許を取得している大鉄アドバンスに委託をしていると。なお、デマンドタクシーについても、同事業者が委託され、連携することができ、効率がよいと感じているということでございます。

また、次の認知症のサポーターについて確認したいということでは、町内にて養成講座を行い、サポーターの養成を行っている。また、各小学校に出向き、養成講座を実施しているということでございます。

次の障害者グループホームの状況について確認したいということでは、現在1名が利用しており、今後のことを考え、二、三名の方が利用を検討しているということでございます。

ずっとめくっていただきまして、農林課のほうでは、急傾斜地などの荒廃農地について、青地から白地に変更できるよう配慮してほしいということで、急傾斜地など検討していると。農用地からの除外に関する個別案件については、年2回の農業振興地域整備促進対策協議会にて検討しているということです。次の林業振興については、事業実施箇所の決定基準について確認したいと。要望に基づき優先順位をつけ対応している、所有者責任があることについても御理解をいただきたいということでございます。

また、情報政策課では、ここ数年において、雷による被害が多いと思うが、対策はということで、前年度は特に雷被害が多く、雷協会に検証の依頼・対策等を相談し、対応しているということでございます。

商工費の関連では、協会は統合する考えがあるかということで、観光費のほうですけれども、当協会も検討はしているが、なお、島田市も大井川流域を一つと考えているということでございます。

もりのくにの運営費に関連して、施設が老朽化している現状から、今後の方向性をどう考えているかということで、今後のことについて、担当課とも検討していますということでございます。

教育費のほうでは、スクールバスを利用している人数を確認したいということで、これは実人数として20名と、地域若者教育推進費のほうですけれども、実人数は20名ですということでございます。

それから、次の社会教育のほうでは、学校図書館充実のため、図書館司書が必要だと考え

るがということで、教育総務課で1名採用し、各小・中学校を巡回していると。資格は有していないけれども、図書室の充実のために日々頑張っていたり、不足を感じていないという御報告でございます。

以上、簡単ですが、ざっと御報告をさせていただきます。

そして、9月15日には、現地調査、委員会での採決を行いましたので、以上、御報告をいたします。

認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定するものと決定いたしました。

認定第2号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定いたしました。

認定第3号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定いたしました。

認定第4号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定するものと決定いたしました。

認定第6号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定いたしました。

認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定いたしました。

以上のおり御報告いたします。

今回の委員会で審議されたことについて、次年度の予算や町の施策に反映されることを期待申し上げます。

最後に、行政の方々、特別委員会委員の皆様には、円滑な委員会運営ができましたことを改めて感謝申し上げ、決算特別委員会の委員長の御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） 委員長の報告が終わりました。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略いたします。

これから、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっています令和3年度川根本町一般会計決算認定に対しまして、反対の

立場から討論します。

もちろん、反対とは言いましても、町の一般会計は、町の行財政全般にわたって、この年度中の金銭の出し入れを漏れなく記載・集計したものです。この中で、当然ながら、町民の命と暮らしを守るために欠かすことのできない諸事業ないし施策に伴う支出とともに、それらを実施するために、昼夜分かたず努力されておられる200人以上の町職員の給与等も当然含まれており、これらの隅々までにわたって全て反対ということはありません。この点については、最初にお断りしておきたいと思います。

それよりむしろ、町職員の皆様には、町や地域を維持・発展させるために昼夜努力されていることに対し、この場をお借りして心から敬意を表したいと思います。ただ、その気持ちが強ければこそ、幾つかの点で指摘しなければならないとの思いがあることも事実です。

それは、第一に、当町の1回目のコロナワクチンこそ、全国ニュースでも取り上げられるほど、非常にスピーディーな接種が実施されました。3年目に入った長引くコロナ禍の下、当町では、町民の皆様の並々ならぬ努力に加えて、町行政や介護、医療機関などの関係者の皆様のきめ細やかな御指導、御支援等により、県内でも最も少ない感染者数にとどまっていることは大いに評価し、感謝申し上げるところです。

しかし、我慢に我慢を重ねてきた町民の暮らしは、あつてはならないロシアによるウクライナ侵略も重なり、歴史的とも言われる諸物価の高騰の中、毎日の暮らしが脅かされ続けており、多くの町民の暮らしや営業が深刻な困難に直面しています。国も、この間何度か、コロナ対策や物価高騰に対する支援の交付金を地方自治体にも交付してきましたが、長引く生活苦には焼け石に水の状況です。加えて、それに拍車をかけるような住民負担増が、この決算年度中に行われました。

確かに、この決算年度中においても、簡水料金の年1回分の無料化や、生活困窮者に向けての給付金事業、プレミアム商品券の発行等事業が実施されてはいますが、生活や影響に困難を来している町民、事業者をあまねく、そして十分に支援する内容と規模には程遠いのは、誰の目にも明らかと言わざるを得ません。

もちろん、町独自にできることには限界があるのは確かでしょう。しかし、それなら何ゆえに、歳入歳出差引額が7億7,000万円以上にも達しているというのでしょうか。これは、その気になればまだまだできる余力がありながら、結局実施に至らなかった事業すら、少なからずあったということを示しているのではないかと思います。

この決算結果を受けて、単に将来へ向けての町財政の余力が増すことになってよかったと評価することは、決定的に適切を欠くものと言わなければならないと思います。

土木総務費の定住促進住宅建設補助金は、町外からの移住者が対象で町内の若者は使えないとか、住宅改修補助金は申込みが多くて、くじ引で外れる人がたくさん出たとか、せっかくの取組が町民の要求にできていないことが決算審査で明らかになりました。委員からも、若者の住宅がないと町から出ていってしまうという厳しい指摘があったように、申込みがあ

れば、それに応えられるような姿勢を感じられないのが残念です。

最後に、もう一つ、どうしても触れておかなければならないのは、学校再編をめぐる問題です。この決算年度においては、町内の6小・中学校を2校の義務教育学校に再編する一環として、本川根小学校に技術棟を、中央小と中川根中学校の間に渡り廊下を新たに設けるための設計業務の委託料が計上され、3,500万円余りが支出されています。しかし、この成果物である設計書に基づいて積算した工事費を盛り込んだ今年度一般会計当初予算の原案は、議会において、工事費等が全て減額修正され、設計委託料の少なくない部分が無駄金になってしまったことは否定しようのないところです。

当局側は、議会でも承認された設計委託料で実施した事業の成果を予算案に反映させただけと言うかもしれませんが、この背景には、学校再編がなぜ必要なのか、再編によって何を目指すのか、そのために最適な学校の在り方とはどういうものか等について、議会を含む広く町民、保護者の間での合意形成が図られないまま、再編計画が当局のほとんど独走の下で進められたというボタンの掛け違いがあったと思います。

本来踏むべき手順がきちんと踏まれ、大多数の町民、保護者の間での合意形成の努力を尽くした上で練り上げられた計画であれば、今春のようなマスコミにもぎわすような失態を演じることもなかったはずですが、そして、何よりも、町民の大切な税金をどぶに捨てるような事態を招かなかったに違いありません。

この問題に関しては、町当局からの真摯な反省の言葉もなく、十分されていなかった合意形成の努力が尽くされることもなく、さきの臨時議会において、410万円という町民の目から見ても納得できない追い金的な設計委託料を増額する補正予算が当局から提出され、可決、成立しています。このまま進んでいくなら、この問題は、町・地域の将来に大きな禍根を残すことになるのは必定だと言うべきです。この問題は、今からでも原点に戻ってやり直すことを改めて求めておきたいと思います。

まだまだ指摘しなければならない問題は多々あるわけですが、煩雑になりますので、具体的な点の指摘はこの程度に止めますが、全体を通して見たとき、町民の暮らしや営業を守るための事業が基本になっている今回の決算ですが、既に指摘したような点を考慮するとき、残念ながら認定に賛成することはできないことを明らかにして、本案に対する私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 11番、中原緑です。

私は、ただいまの認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

特別委員会にて、各課からの説明を全員の議員で検討させていただきました。その中で、先ほど学校の予算の設計料のことが上がりましたけれども、そちらは410万円に関しては、

決定の3,500万円に変更した上での予算ということをつけ加えて成立しているものでございます。ですので、ほかにも検討した種々の質疑がございましたけれども、そちらについても、この町の令和3年度の決算内容として十分考慮して、適正な決算だと確認いたしました。

今後議員として、将来の令和4年度に対しても、各事業について、適正に行われているかどうかをきちんと見据えていくということ、ジャッジしていくということを、各議員、心に思っておりますので、令和3年度川根本町一般会計の歳入歳出決算認定については賛成とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第2号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、認定第2号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認

定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、認定第4号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 日本共産党の大竹勝子です。

ただいま議題となっている認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳

出決算認定について、反対の立場から討論します。

先ほどの一般会計のときと同様ですが、本議案は、町民の生活に一日たりとも欠かすことのできない命の水を供給する事業の決算で、認定に反対するといっても、事業そのものや決算の内容全てについて反対するという意味ではありません。このことは最初にお断りしておきたいと思います。

それでは、なぜ今回の決算の認定に反対するのかといえば、まず何よりも、この年度において、料金の値上げです。それも、ほぼ一律20%という大幅かつ乱暴な値上げが強行されたことです。

先ほども触れたとおり、この特別会計で担っている事業は、町民並びに地域の事業者などにとって、暮らしやなりわいに一日どころか片時も欠かすことができない飲料水を安定的に供給することです。言わば、地域住民の生存権を保障する最も重要なインフラの一つです。それだけにこの給水料金が値上げされる、それも言わば基本料金の部分も含むほぼ一律の値上げが行われることは、とりわけ僅かな年金で生活されている方や、大量の水を使わざるを得ない子育て世代や事業者の方などには重い負担になることは容易に想像できます。これは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利への配慮を欠いたものと言わざるを得ません。

町当局は今回の値上げについて、特別会計の企業会計への移行が間近に迫っており、また、関連諸施設や配水管などの老朽化が進んでいて、その更新などに今後多額の経費が見込まれるもと、その財源を確保しなければならないためだと説明されています。確かに公会計化が行われると、単に赤字が見込まれるから、一般会計からの繰入れによってつじつまを合わせるといった対応は許されないでしょう。

しかし、例えば、老朽化した管路の更新は50%の一般会計からの繰入れを充てて進めるなど、ルールを設けるといったことは一律には禁止されていないはずですが、もしこうした措置が一切認められず、全てを独立採算制で運営しなければならないなどといったことになると、私たちの地域のような移動手段にせよ、有線通信網などにせよ、その他、飲料水供給事業などの生活インフラを整備する上で不利な条件を抱える地域には、経済的にゆとりのない人間は住み続けられないといったことにもなりかねません。

もし国レベルで、そうした法的枠組みをつくったということであれば、それはとりもなおさず、過疎地に無理して住み続ける必要はないと国が宣言したに等しいこととなります。これでは、バランスの取れた国土の発展を図るといった国の目標が、全く偽りにほかならないと言わざるを得ません。

もし政府が進める、いわゆる公会計化の方針がそうしたものであるなら、過疎指定を受けている当町は政府に対して、そうした方針の是正ないしは撤廃こそ求めるべきで、政府の方針を理由として給水料金の大幅かつ一律の値上げを強行するなど、絶対にあってはならないことと私は考えます。

仮に一定の料金体系の見直しが必要だとしても、使用量が少ない高齢者等に対する料金は、

最低使用水量の基準を引き下げて、その範囲内の使用料については従来の負担のままで済むよう配慮する等がされるべきだったはずです。しかし、そうした弱者への配慮がされていない今回の料金の大幅値上げについては、なおのこと認めることはできません。

なお、この年度において、7月納付の2か月分の給水料金がコロナ対策の一環として無料化されましたが、これはこの年度に限った措置であって、その後は値上げの影響が重くのしかかっていることは改めて指摘するまでもありません。

周知のとおり、このところの物価高騰は極めて急激です。加えて、コロナ禍そのものによる町民の暮らしやなりわいへのマイナスの影響も深刻で、まさに簡易水道事業が町民の暮らしの困難に拍車をかける結果になっていることは明らかです。

私は、本案の認定に反対するのはもとより、この決算年度において強行された給水料金の大幅値上げを撤回するか、もしくは生存権的部分、すなわち健康で文化的な最低限度の生活をする上で欠くことのできない範囲の使用水量に対する料金は、むしろ大幅に引き下げることが強く求めたいと思います。また、そのために、老朽化した水道施設の維持・補修などの建設費への一般会計からの繰入れを公債と同じ50%に引き上げて、財政的支援を大幅に拡充することも併せて求めていきたいと思います。

担当課の職員の皆様や事業者の皆様、日夜を問わない御苦労には心から感謝を申し上げながらも、子育て世代や高齢者、中小業者などに大きな負担増となる値上げを行った当会計決算には賛成できないことを明らかにして、私の反対討論とします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、中田隆幸君。

○10番（中田隆幸君） 10番、中田でございます。

それこそ、認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算に、賛成の立場から討論をさせていただきます。

それこそ、15号台風におきましては、くらし環境課の皆さんに、個々の職員の皆様に、水道また道路のことで大変御苦勞されたことを感謝しております。

それこそ、水道のことを言いますと、やはり一番大切なのは水また電気、こういったものだと私は確信しております。それこそ昨日ですが、コンビニエンスストアへ行ったら、職員が、うちはまだ水が出ないので、トイレへ行くのにバケツに水をくんで持っていくと、それでないとできないだよというぐらい水の大切さが分かったと、こう言っております。

そのためには、少しの値段を上げるぐらいよりも、やはり永久的に使える、維持できるという設備を造っていくことが私は大切だと思います。そのためには、ある程度利用者がお金を出す必要があると考えております。

だから、私はこの際、この復旧をめどに、ある程度部品等を替えながら、永久とは言いませんが、今から使えるような、こういう水道をぜひお願いしたいと。そのためにも値上げはある程度は必要と、これが私の賛成をする討論でございます。そのために賛成討論とさせて

いただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第6号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、認定第6号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。



◎日程第9 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長(杉山広充君) 日程第9、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第49号 令和4年度川根本町一般会計補正予算

(第7号)

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第49号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について、質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 受賞されたお茶に関しまして、それをどこかの会社で落札されたということでしたけれども、ボトルティーを作るのに、そのお茶がどのくらい使用されるのか教えてください。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） お答えいたします。

今回の製造に関しましては、およそ3kg程度というふうに聞いております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 落札されたのはどちらの会社でしょうか。町が全部買うわけでもないですね。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 川根本町の者から出品されたお茶の落札者でありますけれども、大井川農協をはじめ、町外の茶業関係者の落札の例もございます。

川根本町茶業振興協議会において、そこから購入の交渉をいたします。よって、その購入予定につきましては、めどが立っておりますけれども、おおむね大井川農協からの購入というふうに考えております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 1 川根本町議会議員派遣の件

○議長（杉山広充君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◇

◎日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（杉山広充君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第 1 3 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（杉山広充君） 日程第13、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第14 広報委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(杉山広充君) 日程第14、広報委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎散 会

○議長(杉山広充君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、10月20日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前 9時53分